

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月30日
【発行者の名称】	株式会社デージーネット (DesigNET Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 恒川裕康
【本店の所在の場所】	名古屋市名東区上社四丁目39番地の1
【電話番号】	052-709-7121
【事務連絡者氏名】	取締役 IR担当部長 的場憲二
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デージーネット https://www.designet.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	367,107	455,878	393,332
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△6,026	18,462	△28,151
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△43,229	9,992	△27,625
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000	40,000
発行済株式総数 (株)	250	25,000	250,000
純資産額 (千円)	138,616	150,426	120,802
総資産額 (千円)	555,326	520,994	504,162
1株当たり純資産額 (円)	554.47	601.71	483.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	79.94 (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△172.92	39.97	△110.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.0	28.9	24.0
自己資本利益率 (%)	△31.2	6.6	△20.37
株価収益率 (倍)	—	—	△3.8
配当性向 (%)	—	20.0	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,738	2,012	50,572
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69,619	22,382	△14,828
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,270	△61,400	△6,066
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	111,047	74,042	103,720
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	46 〔9〕	47 〔10〕	45 〔11〕

- (注) 1. 連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第25期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第25期及び第26期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
5. 第26期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第27期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、栄監査法人の監査を受けておりますが、第25期の財務諸表については当該監査を受

けておりません。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
7. 第25期及び第27期は、1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき100株、2025年3月24日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第26期事業年度の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

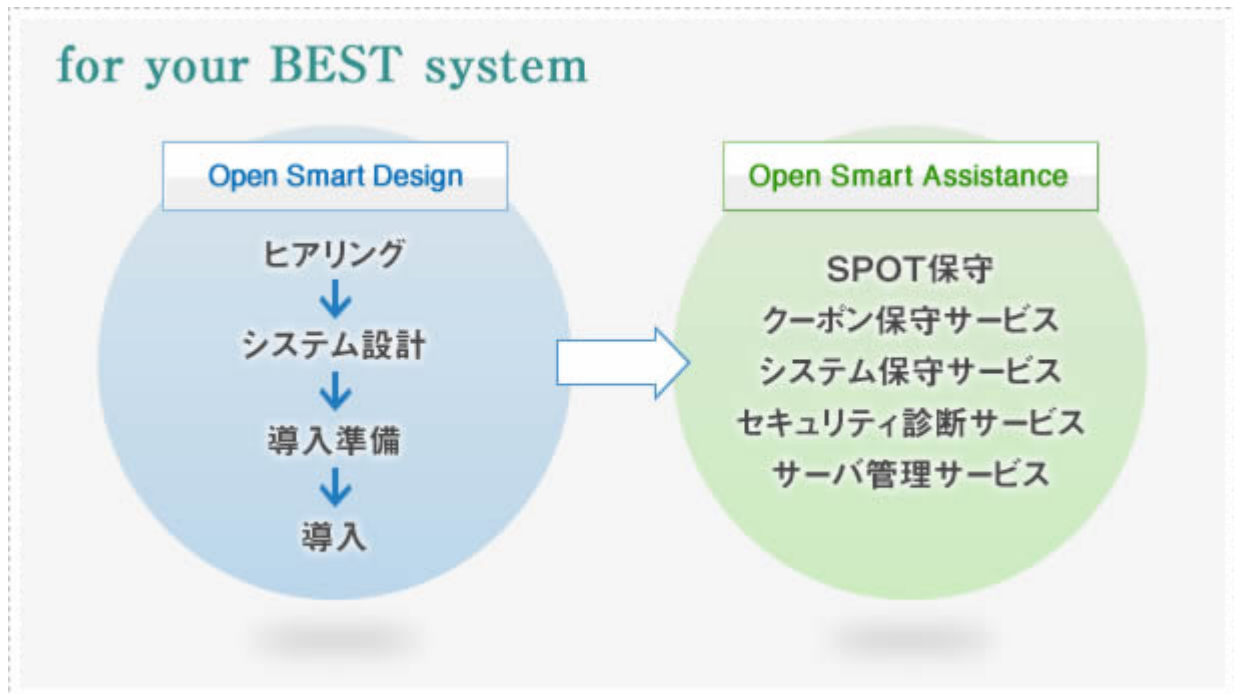
当社は、1999年愛知県名古屋市にて、インターネットやネットワークの分野で技術サービスを提供する会社として、現在の株式会社デージーネットの前身である有限会社デージーネットを当社代表取締役である恒川裕康が設立しました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1999年4月	有限会社デージーネット（資本金300万円）を設立
2002年3月	資本金を1000万円に増資
2006年7月	株式会社デージーネットに社名変更
2009年2月	名古屋市名東区上社に本社ビル完成、本社所在地を移転（現 本店所在地）
2010年11月	東京都千代田区へ東京営業所を設立
2016年4月	東京都港区浜松町へ東京営業所を移転
2016年4月	資本金を4000万円に増資
2018年3月	東京都港区浜松町へ東京営業所を移転
2022年3月	当社がISMS情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001:2013の認証を取得
2025年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに新規上場
2025年9月	東京都港区芝大門へ東京営業所を移転（現 東京営業所所在地）

3 【事業の内容】

当社は、「よりよい技術で、インターネット社会の安心と便利に貢献します」という事業理念のもと、インターネットやネットワークの分野で技術サービスを提供しています。オープンソースソフトウェア（※1）（以下、OSS）を活用し、システムの設計・構築から、運用・メンテナンスまで、「作ってから使い終わるまで」をコンセプトに、安心して便利に利用できるよう、技術サービスを提供します。



当社は、システムインテグレーションサービス事業を単一セグメントとしております。当社の主なサービス領域は、システムインテグレーションサービス（※2）及びシステム運用・メンテナンスの2つのサービスに大別できます。全売上におけるシステムインテグレーションサービスの構成比約70%、一方、システム運用・メンテナンスの構成比は約30%となっております。その他、システム開発やコンサルティングサービスも行っています。

（※1）オープンソースソフトウェア（略称：OSS）とは、無償で利用でき、ソースコードが公開されているソフトウェアのことです。

（※2）システムインテグレーションサービス（SIサービス）とは、お客様のニーズに合わせて、様々なITシステムを組み合わせ、最適なシステムを構築し、導入・運用までを請け負うサービスです。

(1) システムインテグレーションサービス（SIサービス）

当社のSIサービスは、特定のメーカーや技術に偏ることなく、様々なソフトウェアやハードウェアから最適なものを選んでシステムを構築しています。OSSを積極的に活用し、製品のハードウェアやソフトウェアと組み合わせてシステムを提供します。現状取り扱っているOSSは150種類を超えています。OSSを調査する専門部隊を設け、安心して利用できるOSSを調査しています。顧客も多岐にわたり、通信事業者、大手システムインテグレータ（以下SIer）だけではなく官公庁や大学など幅広くシステムを提供しています。

(2) システム運用・メンテナンス

当社のシステム運用・メンテナンスでは、納品したシステムを便利に使い続けられることが、重要だと考えています。そのため、OSSを安心して利用し続けられるように、Q&A、障害調査、セキュリティ情報の提供など様々な運用・メンテナンスのサービスを行っています。

(3) コンサルティング

当社のコンサルティングでは、これまで培ってきたシステム構築のノウハウをもとに、お客様が抱えられている課題をともに解決するというサービスです。お客様のご要望どおりに、システム構築を行うだけでなく、「この課題を解決するためにはどうしたらいいのか」とともに考え、ご提案します。システム構築において、重要なファク

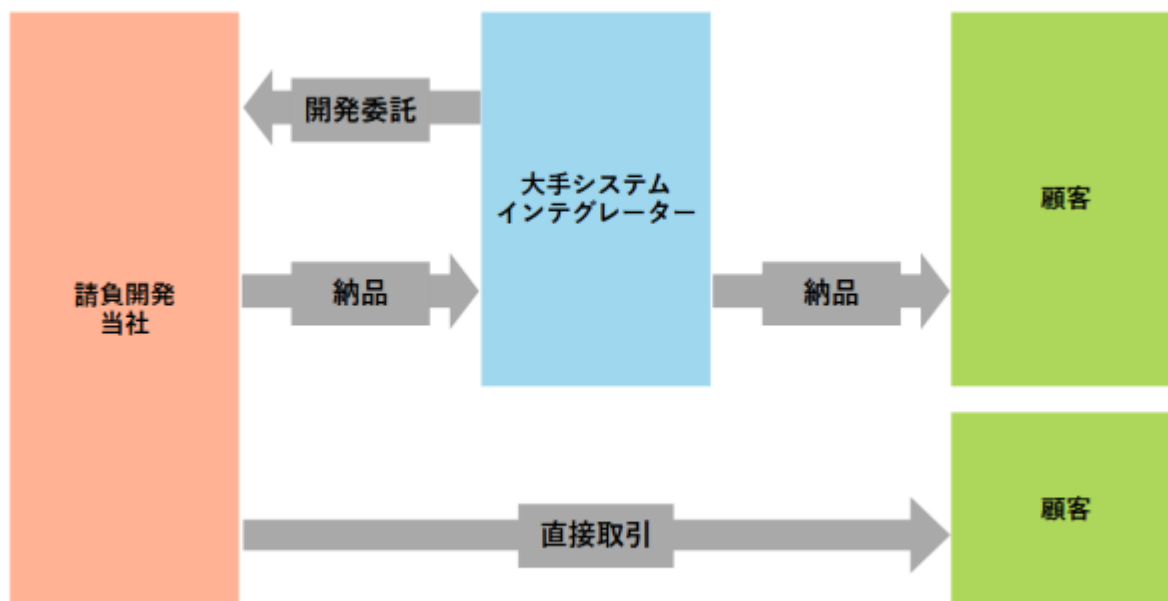
ターである部分をコンサルティングで対応します。

【契約形態について】

当社の契約形態は、お客様からの要望に対して、成果物を納品する「請負契約」での契約が大半です。請負契約は、主にエンドユーザーからや大手SIer様から受けることが多く、当社の売上高の大半を占めております。

【事業系統図】

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45(11)	34.8	6.27	3,985

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー)の年間平均雇用人数であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、世界的な景気の鈍化を背景に力強さを欠く状況が続いています。円安は輸出に一定の追い風となっているものの、物価上昇が家計の負担を増やし、個人消費を抑える要因になっています。企業の設備投資も先行きの不透明感から慎重姿勢が強まり、全体として成長の勢いは限定的です。海外では米国の利下げや中国製造業の低迷、欧州の回復の弱さなど、主要地域の減速が目立ち、エネルギー・食料価格の変動もなお不安定要因として残っています。こうした外部環境の影響を受けつつ、日本経済は当面、緩やかな回復にとどまる見通しです。

IT業界では、生成AIの普及やクラウド活用の拡大が進む一方で、VMwareの値上げに代表される大手ベンダーの価格改定によって、企業のITコストが増加しています。そのため、中堅・中小企業を中心に、OSSを活用した柔軟で低コストなシステム構築への需要が高まっています。しかし、米国の関税政策の影響により、日本の製造業では業績の悪化や投資の抑制、計画の延期が見られ、当社の主要な顧客層にも逆風が及んでいます。OSS分野での需要拡大という追い風と、顧客業界での投資抑制という向かい風が重なっており、当社の業績については慎重な見通しが必要となっています。

こうした状況の下、当社は引き続きOSSの活用によって顧客企業の成長を強力に支援してまいりました。本年度は、長期の保守売上が増加し、販売額は前年を上回りましたが、売上全体としては減少する結果となっております。一方で、上場に伴う各種投資を実施いたしました。これらの投資は翌年度以降の採用力強化や企業認知度の向上などにつながることを期待されており、中長期的な成長に向けた土台づくりが進んでいると考えております。しかしながら、短期的には利益面での押し下げ要因となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は393,332千円（前年同期比13.7%減）、営業損失は18,678千円（前年同期は営業利益21,357千円）、経常損失は28,151千円（前年同期は経常利益18,462千円）、当期純損失は27,625千円（前年同期は当期純利益9,992千円）となりました。

なお、当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末に比べ29,677千円増加し、103,720千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は50,572千円となりました。これは主に売上債権が49,913千円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は14,828千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が11,825千円、敷金及び保証金の差入による支出が3,478千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は6,066千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入が45,000千円、長期借入金の返済による支出が40,057千円あったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、生産実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当事業年度における受注状況を示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)
システムインテグレーションサービス	213,281	69.0
システム運用・メンテナンス	139,457	80.3
コンサルティング	7,106	—
合計	359,844	74.5

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
システムインテグレーションサービス	264,889	79.9
システム運用・メンテナンス	124,386	99.9
コンサルティング	4,056	—
合計	393,332	86.3

(注) 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 優秀な人材の確保及び育成

当社の事業遂行において、柔軟で有能な人材の確保、育成、そして定着は重要な戦略の一つと認識しております。当社では、新規人材の採用など優秀な人材の獲得に向けて今後も採用活動を積極的に展開していくとともに、従業員に対するOJTなどの研修や管理部門によるフォローアップなど効果的な育成を推進していく方針であります。また、プロジェクト運営の軸となるプロジェクトマネージャの育成につきましては中長期での継続課題と捉え、技術力と人間力を兼ね備えた人材育成の一層の強化を行ってまいります。

(2) 技術変化への適応

顧客企業において、災害などのリスク対策や保守、費用削減などの効果から様々なシステムがクラウドサービスに移行しています。しかし、弊社では、成長は続くものの、クラウドサービスの成長率は鈍化するものと考えています。クラウドサービスの場合、従量課金制を採用しているクラウドベンダーが多く、予測を大きく上回る費用がかかることやクラウドベンダー側のメンテナンスや障害などの影響で、システム停止が発生し、それがコントロールできないなど影響があります。そのため、今後はオンプレミス、パブリッククラウド、プライベートクラウドの3つの良いところを組み合わせるハイブリッドクラウドに注目しています。このような市場変化に対応すべく、当社では、ハイブリッドクラウドに適応できるOSSの検証調査を行い、新たなソリューションに対応し、顧客への新たな価値提供を目指してまいります。また、AIの分野でも大きな技術革新が発生しています。当社では、技術変化に適応するために、新技術を使ったAI分野への事業領域への拡大に努めてまいります。

(3) 営業・マーケティングの強化

当社は、成長とOSSシェア拡大を目指し、営業・マーケティング活動の強化に注力しています。従来の営業担当者による営業活動をより強化していくとともに、営業担当者に専任の技術担当者を配置し、お客様の要望を把握し、新規案件の獲得に取り組んでまいります。また、マーケティング活動では、OSSに関する情報を積極的に発信し、市場に対する洞察に基づいたマーケティング活動を行うことでOSSの知名度を上げ新規顧客の獲得につなげてまいります。

(4) 情報管理体制の強化

当社は提供するサービスに関連して、顧客の機密情報を取り扱っております。そのため、情報管理体制を継続的に強化することが重要であると考えております。

当社では情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「JIS Q 27001：2014」の認証取得や社内規程の整備等を行っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

(5) 内部管理体制の改善

当社が事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化は極めて重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図ります。また、内部監査の体制を強化し、違反があった場合の迅速な対応と再発防止策を確実に行う体制を整えてまいります。

(6) コンプライアンスの遵守

当社は、事業活動を通じて法令遵守および倫理的な行動基準を確立することに力を入れております。最近の業界内での規制強化や社会的要求の高まりを踏まえ、コンプライアンス体制のさらなる強化が必要であると認識しています。社内に周知できるよう定期的な研修を実施することで法令等の遵守に努めております。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) ソフトウェアの知的財産権について

一般に公開されているOSSは、当該企業の保有する著作権や特許権等の知的財産権を侵害していると主張される場合があります。万が一そのような主張が認められる事態になった場合は、当社の取り扱うOSSの見直しを余儀なくされ当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) IT市場環境の変化について

当社が所属するIT産業では、競合サービスとの価格競争の激化や、クラウド化やAIなどの急速な技術革新、顧客の属する業界の経営環境の変化等により影響を受ける可能性があります。当社では、このような変化に適応するために、新技術を使った分野への事業領域への拡大に努めております。しかしながら、著しい経済情勢の変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システム構築について

当社は、顧客の要求事項に基づきサーバの設計・構築を行っております。これに伴い、品質管理と納期管理を徹底し、顧客への品質保証とサービス満足度の向上に努めています。しかしながら、顧客の要望が高度化・複雑化する中で、品質問題や納期遅延のトラブルが発生する可能性があり、これらのトラブル対応に伴う追加コストや損害賠償、納期遅延による期ずれ等が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社では、ご提案時には当社と顧客の責任範囲を明確にし、見積り、受注段階からプロジェクト及びスケジュール管理を徹底します。案件進捗管理を通じて、プロジェクトマネジメント力の強化と不採算案件の発生防止に努めております。またプロジェクトマネージャーの育成にも努めております。

(4) 契約不適合責任について

当社の受託形態としては9割以上を請負が占め、通常、顧客に対して導入したシステムについて契約不適合責任を負います。当社は品質管理を徹底しておりますが、予期せぬ不具合等が発生した場合には、修補を行う必要があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社で構築したシステムには、必ず契約不適合責任期間に応じた保守契約を締結しております。

(5) 情報管理について

当社は業務を遂行する上で、顧客、従業員などの機密情報を保持しております。当社ではこれらの情報の保護に細心の注意を払うとともに、取扱いについては客観的に評価・検証するため、内部監査の実施などを実施しております。当社は2022年3月にISO27001/ISMSの認証を取得しており、社内にはISMS委員会を設置し、必要事項の対応を図るとともに、従業員への教育を定期的実施しております。しかし、通信障害や人為的ミス等により知り得た情報が漏洩した場合には、顧客からの損害賠償請求や信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保・育成について

当社は高度で良質な技術力の提供を行っており、それを支える優秀なシステムエンジニアの確保、育成が重要な課題であると認識しております。当社では、採用活動に注力し、人材の確保に努めるとともに、入社後はOJT教育を実施し、当社全ての人材が活躍できる体制を目指しております。しかしながら、人材を適時確保できない場合や人材が社外へ流出した場合、あるいは人材の育成が当社の計画どおりに進捗しない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 資金調達について

当社は、資金調達を主に銀行借入により行うこととしているため、金利の変動による影響を受けます。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、現状、金融機関との関係は良好で、必要資金は問題なく調達できておりますが、将来も引き続き十分に調達可能であるという保証はありません。

(8) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である恒川裕康氏は、長年にわたり経営方針や戦略の決定に関与し、事業における重要な役割を果たしています。この状況を踏まえ、当社は同氏への過度な依存を避けるための経営体制の整備と強化を進め

ておりますが、不測の事態により同氏の業務遂行が困難となった場合、当社の事業戦略や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは名南M&A株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当

- 該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
- （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資

者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が

拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑬ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は168,158千円となり、前事業年度末に比べ23,774千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が29,677千円増加したものの、売掛金が49,913千円減少したことによるものであります。固定資産は336,004千円となり、前事業年度末に比べ6,942千円増加いたしました。これは主に、保険積立金が9,345千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は504,162千円となり、前事業年度末に比べ16,832千円減少いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は228,612千円となり、前事業年度末に比べ10,267千円増加いたしました。これは主に前受金が20,268千円増加したものの、未払消費税等が5,240千円、未払費用が5,255千円減少したことによるものであります。固定負債は154,747千円となり、前事業年度末に比べ2,524千円増加いたしました。これは長期借入金が増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は383,359千円となり、前事業年度末に比べ12,791千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は120,802千円となり、前事業年度末に比べ29,623千円減少いたしました。これは、主に当期純損失27,625千円を計上したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は24.0%（前事業年度末は28.9%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、総額11,825千円であり、主に東京営業所の移転に伴う建物附属設備、営業車両の取得や事務合理化及び生産性の向上を目的とした工具器具及び備品の導入によるものであります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (愛知県名古屋市中 東区)	事業設備	108,126	2,808	140,009 (467.14)	2525	253,469	39
東京営業所 (東京都港区)	事業設備	2,073	—	— (—)	329	2,403	6

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2025年12月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年3月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	750,000	250,000	250,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,000,000	750,000	250,000	250,000	—	—

注 1. 2025年3月24日開催の定時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

2. 2025年6月26日をもって、当社株式は東京証券取引所(TOKYO PROMarket)に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年4月1日(注)1	24,750	25,000	-	40,000	-	-
2025年3月24日(注)2	225,000	250,000	-	40,000	-	-

(注) 1. 2024年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 2025年3月24日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	2	3	-
所有株式数(単元)	-	-	-	1	-	-	2,499	2,500	-

所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.04	—	—	99.96	100.00	—
-------------	---	---	---	------	---	---	-------	--------	---

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
恒川晴美 ※1	愛知県名古屋市中東区	125,000	50.00
恒川裕康 ※2	愛知県名古屋市中東区	124,900	49.96
株式会社ポートエム	東京都千代田区麹町4丁目5-20	100	0.04
計	—	250,000	100.00

(注) 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(当社取締役) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 250,000	2,500	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	250,000	—	—
総株主の議決権	—	2,500	—

(注) 2025年3月24日開催の定時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の向上を通じて、将来的な株主還元の実現を図ることを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。当事業年度につきましては、事業拡大および収益基盤の強化を優先する必要があると判断し、配当を実施しないことといたしました。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	420
最低(円)	—	—	420

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
 2. 当社株式は2025年6月26日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
 2. 2025年7月から2025年12月については売買実績がありません。

5 【役員状況】

男性4名 女性2名 (役員のうち女性の比率 33%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	-	恒川 裕康	1967年3月17日	1989年4月 株式会社沖テクノシステムズラボラトリ 入社 1999年4月 当社設立 取締役就任 2006年7月 当社代表取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	124,900
取締役	管理部部長	恒川 晴美	1967年2月26日	1999年4月 当社入社 1999年4月 当社管理部部長就任(現任) 2002年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	125,000
取締役	ソリューション開発部部長	大野 公善	1968年12月28日	1991年4月 株式会社沖テクノシステムズラボラトリ 入社 2000年12月 当社入社 2017年1月 OSS研究室 部長就任 2020年1月 OSS研究室 室長就任 フロンティア開発部 部長就任 兼務 2024年4月 ソリューション開発部部長就任(現任) 2024年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	-
取締役	営業一部部長 IR担当部長	的場 憲二	1971年1月22日	2000年9月 エルエスエム株式会社 入社 2016年6月 当社入社 営業部 部長就任 2021年1月 当社営業一部 部長就任(現任) 2024年4月 当社取締役就任(現任) 2024年12月 当社IR担当部長就任(現任)	(注)3	(注)5	-
取締役	-	生田 安克	1965年2月27日	2019年4月 三井物産セキュアディレクション(株) シニアアドバイザー(現任) 2024年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	-
監査役	-	松本 千春	1973年4月12日	2009年12月 監査法人東海会計社 入所 2018年1月 仰星監査法人 入所 2021年12月 松本公認会計士・税理士事務所 代表 2024年1月 愛知県中小企業活性化協議会マネージャー(現任) 2024年4月 当社監査役就任(現任) 2024年10月 合同会社エトス 代表社員(現任)	(注)4	(注)5	-
計							249,900

- (注) 1. 取締役 生田 安克は、社外取締役であります。
 2. 監査役 松本 千春は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2025年3月24日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2025年3月24日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年12月期における役員報酬の総額は59,246千円を支給しております。
6. 取締役 恒川 晴美は、代表取締役 恒川 裕康の配偶者であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

b. 監査役

当社の監査役は、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。取締役会や経営会議等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております。

c. 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、内部監査委員会を設置し、代表取締役の指示により内部監査委員2名が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役及び監査法人と連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

d. 会計監査

当社は監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は市原耕平氏、瀬戸元彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの構築が重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理の主管はISMS委員会として情報を一元管理し、リスク管理規程に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対して迅速かつ、適切な対応を講じております。また、必要に応じて弁護士等複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

なお、取締役会は、ISMS委員会からの報告を受け、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見ならびに対抗手段の検討等を行っております。

⑤ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役1名、社外監査役を1名選任しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株

主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑥ 企業統治に関するその他の事項

a. 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、全て累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

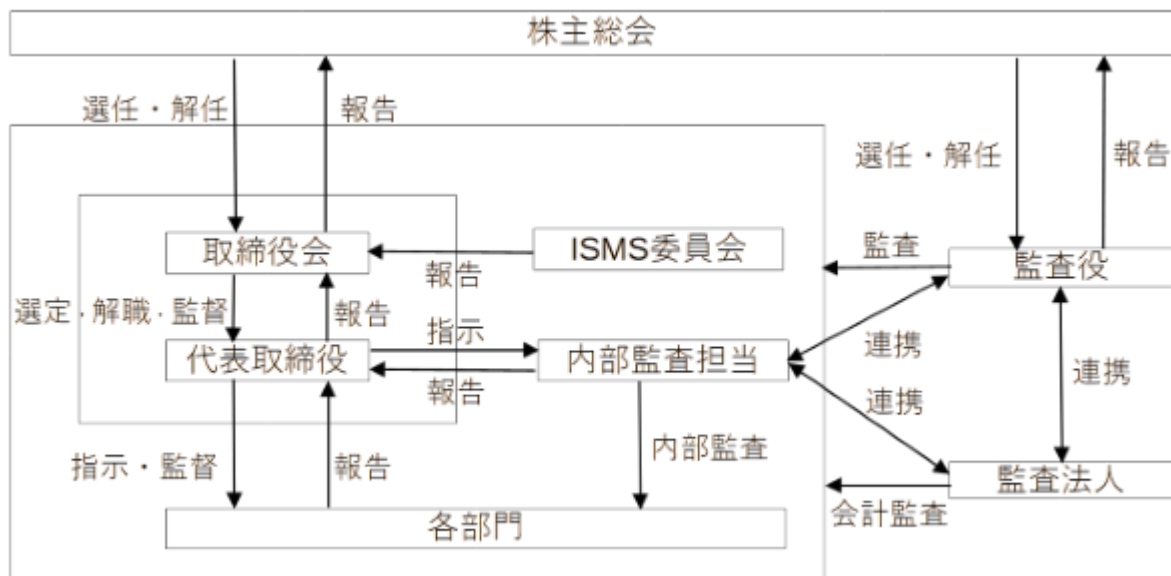
ロ. 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	9,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数等を勘案し、監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、栄監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74,042	103,720
売掛金	※ 111,777	※ 61,864
商品	2,772	—
前払費用	1,531	1,686
その他	2,480	1,258
貸倒引当金	△670	△371
流動資産合計	191,932	168,158
固定資産		
有形固定資産		
建物	179,578	181,226
減価償却累計額	△69,636	△71,190
建物(純額)	109,941	110,035
構築物	7,955	7,955
減価償却累計額	△7,740	△7,791
構築物(純額)	214	163
車両運搬具	6,205	6,490
減価償却累計額	△4,701	△3,682
車両運搬具(純額)	1,504	2,808
工具、器具及び備品	17,762	20,583
減価償却累計額	△15,762	△17,728
工具、器具及び備品(純額)	1,999	2,855
土地	140,009	140,009
有形固定資産合計	253,669	255,872
無形固定資産		
電話加入権	81	81
無形固定資産合計	81	81
投資その他の資産		
出資金	10	10
保険積立金	61,047	70,392
長期前払費用	2,647	2,878
繰延税金資産	839	2,384
その他	10,766	4,384
投資その他の資産合計	75,310	80,050
固定資産合計	329,061	336,004
資産合計	520,994	504,162

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,969	2,025
1年内返済予定の長期借入金	40,057	42,476
未払金	2,661	4,006
未払費用	38,504	33,248
未払法人税等	310	362
未払消費税等	10,657	5,416
前受金	111,276	131,545
預り金	2,469	879
賞与引当金	10,097	8,537
受注損失引当金	341	115
流動負債合計	218,345	228,612
固定負債		
長期借入金	152,223	154,747
固定負債合計	152,223	154,747
負債合計	370,568	383,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金		
利益準備金	295	494
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	110,131	80,307
利益剰余金合計	110,426	80,802
株主資本合計	150,426	120,802
純資産合計	150,426	120,802
負債純資産合計	520,994	504,162

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※ 1 455,878	※ 1 393,332
売上原価	200,634	174,830
売上総利益	255,243	218,501
販売費及び一般管理費	※ 2 233,886	※ 2 237,180
営業利益又は営業損失 (△)	21,357	△18,678
営業外収益		
受取利息	9	133
受取配当金	0	0
保険解約返戻金	200	2,044
補助金収入	187	18
受取保険金	546	—
その他	76	29
営業外収益合計	1,020	2,225
営業外費用		
支払利息	2,518	2,258
保険解約損	1,108	—
支払保証料	287	429
上場関連費用	—	9,010
営業外費用合計	3,914	11,698
経常利益又は経常損失 (△)	18,462	△28,151
特別利益		
投資有価証券売却益	5,899	—
固定資産売却益	—	※ 3 567
特別利益合計	5,899	567
特別損失		
投資有価証券売却損	702	—
固定資産除却損	—	※ 4 1,174
特別損失合計	702	1,174
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	23,659	△28,758
法人税、住民税及び事業税	312	412
法人税等調整額	13,354	△1,545
法人税等合計	13,667	△1,132
当期純利益又は当期純損失 (△)	9,992	△27,625

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	109,064	67.5	97,225	70.0
II 経費		52,403	32.4	41,752	30.0
当期総製造費用		161,468	100.0	138,978	100.0
当期製品製造原価		161,468		138,978	
期首商品棚卸高		2,277		2,772	
当期商品仕入高		39,660		33,079	
合計		41,938		35,852	
期末商品棚卸高		2,772		—	
売上原価		200,634		174,830	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
外注加工費	16,674	13,137
地代家賃	11,989	11,111

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
繰越利益剰余金					
当期首残高	40,000	295	100,138	100,433	140,433
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	9,992	9,992	9,992
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	9,992	9,992	9,992
当期末残高	40,000	295	110,131	110,426	150,426

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,817	△1,817	138,616
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
利益準備金の積立	—	—	—
当期純利益	—	—	9,992
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,817	1,817	1,817
当期変動額合計	1,817	1,817	11,809
当期末残高	—	—	150,426

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	295	110,131	110,426	150,426	
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△1,998	△1,998	△1,998	
利益準備金の積立	—	199	△199	—	—	
当期純損失（△）	—	—	△27,625	△27,625	△27,625	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	199	△29,823	△29,623	△29,623	
当期末残高	40,000	494	80,307	80,802	120,802	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	150,426
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△1,998
利益準備金の積立	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	△27,625
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△29,623
当期末残高	—	—	120,802

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	23,659	△28,758
減価償却費	8,746	8,242
投資有価証券売却損益(△は益)	△5,196	—
保険解約損益(△は益)	908	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	239	△299
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,502	△1,560
受注損失引当金の増減額(△は減少)	194	△226
受取利息及び受取配当金	△10	△134
支払利息	2,518	2,258
上場関連費用	—	9,010
固定資産売却益	—	△567
固定資産除却損	—	1,174
売上債権の増減額(△は増加)	△39,904	49,913
棚卸資産の増減額(△は増加)	△510	2,779
仕入債務の増減額(△は減少)	△221	56
前受金の増減額(△は減少)	7,283	20,268
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△1,425	1,042
その他の流動負債の増減額(△は減少)	9,375	△10,741
その他	555	582
小計	4,710	53,040
利息及び配当金の受取額	10	134
利息の支払額	△2,523	△2,241
法人税等の支払額	△184	△360
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,012	50,572
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,797	△11,825
有形固定資産の売却による収入	—	772
投資有価証券の売却による収入	24,484	—
無形固定資産の取得による支出	△450	—
長期前払費用の取得による支出	△476	△660
敷金及び保証金の差入による支出	△272	△3,478
敷金及び保証金の回収による収入	189	9,707
保険積立金の積立による支出	△11,211	△9,345
保険積立金の払戻による収入	12,917	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,382	△14,828

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△10,000	—
長期借入れによる収入	—	45,000
長期借入金の返済による支出	△51,400	△40,057
上場関連費用の支出	—	△9,010
配当金の支払額	—	△1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61,400	△6,066
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△37,004	29,677
現金及び現金同等物の期首残高	111,047	74,042
現金及び現金同等物の期末残高	※ 74,042	※ 103,720

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 7～50年

(2) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) システムインテグレーションサービス、コンサルティングサービス

システムインテグレーションサービスは、お客様の要望に基づいてシステム構築を提供するサービスです。コンサルティングサービスは、お客様の課題に基づいて解決方法を提示するサービスです。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、各請負契約単位で見積原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出し、売上高は当該進捗度に受注総額を乗じて算出しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生した原価を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。

なお、システム構築サービスに付随するハードウェア・ソフトウェアの販売については、顧客の受け入れ確認（検収）を持って収益認識を行っております。

(2) 運用・保守サービス

保守サービスは、システムインテグレーションサービスで構築したシステムの運用サポートを行うサービスです。

保守サービスおよびサブスクリプション契約については契約に基づき顧客にサポートが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて按分し収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか

負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

- 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益	38,204	5,468

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

一定期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、各請負契約単位で見積原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出し、売上高は当該進捗度に受注総額を乗じて算出しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の算出に用いた主要な仮定は、見積原価総額を構成する労務費及び外注加工費であり、専門的な知識と経験を有する部署にて作業工数の見積を行っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

請負業務の見積原価総額は、請負契約の履行に必要となる全ての作業内容に関する見積原価を含めて作成しております。また、作業着手後の状況の変化、顧客との合意による作業方法の見直し等作業内容の変更について、適時・適切に見積りの見直しを行い、見積原価総額に反映しております。しかしながら、当該見積りについては技術的不確実性を伴うものもあり、想定していなかった原価の発生等により、実際に生じた金額が見積と異なった場合には、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日) (千円)	当事業年度 (2025年12月31日) (千円)
当座貸越極度額	30,000	30,000
借入実行残高	-	-
計	30,000	30,000

※ 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (千円)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) (千円)
役員報酬	53,435	59,246
給料手当	71,852	67,991
広告宣伝費	12,756	25,496
減価償却費	5,825	5,554
貸倒引当金繰入額	239	△299
賞与引当金繰入額	5,002	4,635
おおよその割合		
販売費	49.1%	47.8%
一般管理費	50.9%	52.2%

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
車両運搬具	－千円	567千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	－千円	1,174千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	250	24,750	-	25,000

(変動事由の概要)

当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,998	79.94	2024年12月31日	2025年3月25日

(注) 当社は、2025年3月24日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年3月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	25,000	225,000	-	250,000

(変動事由の概要)

当社は、2025年3月24日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月24日 定時株主総会	普通株式	1,998	79.94	2024年12月31日	2025年3月25日

(注) 当社は、2025年3月24日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年3月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (千円)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) (千円)
現金及び預金	74,042	103,720
現金及び現金同等物	74,042	103,720

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等を主体として運用を行っており、資金調達の必要性が生じた場合には金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約および借入保証に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金の使途は、主に運転資金であり、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権や敷金及び保証金については、管理部が債権の回収状況を随時確認し、残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月次で資金計画を作成し、支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	192,280	189,052	△3,227
負債計	192,280	189,052	△3,227

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	197,223	192,980	△4,242
負債計	197,223	192,980	△4,242

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略し

ております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	74,042	-	-	-
売掛金	111,777	-	-	-
合計	185,819	-	-	-

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	103,720	-	-	-
売掛金	61,864	-	-	-
合計	165,584	-	-	-

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,057	35,880	34,380	29,880	23,880	28,203
合計	40,057	35,880	34,380	29,880	23,880	28,203

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,476	42,384	37,884	27,285	26,030	21,164
合計	42,476	42,384	37,884	27,285	26,030	21,164

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	189,052	-	189,052
負債計	-	189,052	-	189,052

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	192,980	-	192,980
負債計	-	192,980	-	192,980

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	18,585	-	702
合計	18,585	-	702

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,433	2,902
減価償却費	1,459	1,369
税務上の繰越欠損金(注) 2	8,012	18,167
その他	771	1,024
繰延税金資産小計	13,676	23,464
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△8,012	△18,167
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,824	△2,912
評価性引当額(注) 1	△12,837	△21,079
繰延税金資産合計	839	2,384
繰延税金資産純額	839	2,384

(注) 1. 評価性引当額が8,242千円増加しております。この増加の内容は、主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	8,012	8,012
評価性引当額	-	-	-	-	-	△8,012	△8,012
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	-	-	18,167	18,167
評価性引当額	-	-	-	-	-	△18,167	△18,167
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.0%	-%
(調整)		
役員賞与の損金不算入	3.1%	-%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%	-%
住民税均等割等	1.3%	-%
評価性引当額の増減	19.9%	-%
その他	△0.6%	-%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.8%	-%

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を34.0%から34.8%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社では、不動産賃貸借契約等に関する保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃貸建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によって行っております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
システムインテグレーションサービス	331,407	264,889
システム運用・メンテナンス	124,470	124,386
コンサルティング	-	4,056
顧客との契約から生じる収益	455,878	393,332
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	455,878	393,332

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	52,052	73,573
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	73,573	56,395
契約資産(期首残高)	19,820	38,204
契約資産(期末残高)	38,204	5,468
契約負債(期首残高) (前受金)	103,992	111,276
契約負債(期末残高) (前受金)	111,276	131,545

前事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は61,880千円であります。過去の期間に充足した履行義務から前事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は65,075千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年以内	19,031	20,155
1年超2年以内	11,701	15,505
2年超3年以内	7,642	12,944
3年超	8,185	13,488
合計	46,561	62,094

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社インターネットイニシアティブ	67,916

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	恒川裕康	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接 50	当社 代表取締役	株式売却 (注)	5,899	-	-

(注) 投資有価証券の売却については、税法に規定されている評価方式により算定された価格を基礎とし、両者協議の上で合理的に決定しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	601.71円	483.21円
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	39.97円	△110.50円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき100株、2025年3月24日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	9,992	△27,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	9,992	△27,625
普通株式の期中平均株式数(株)	250,000	250,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	150,426	120,802
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	150,426	120,802
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株)	250,000	250,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	179,578	5,811	4,162	181,226	71,190	4,542	110,035
構築物	7,955	-	-	7,955	7,791	50	163
車両運搬具	6,205	2,399	2,114	6,490	3,682	889	2,808
工具、器具及び備品	17,762	3,614	793	20,583	17,728	2,759	2,855
土地	140,009	-	-	140,009	-	-	140,009
有形固定資産計	351,511	11,825	7,070	356,265	100,393	8,242	255,872
無形固定資産							
電話加入権	81	-	-	81	-	-	81
無形固定資産計	81	-	-	81	-	-	81
長期前払費用	4,238	660	-	4,898	2,020	429	2,878

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 東京営業所移転 3,013千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	40,057	42,476	1.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	152,223	154,747	1.3	2027年～2036年
合計	192,280	197,223	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	42,384	37,884	27,285	26,030

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)

貸倒引当金	670	371	-	670	371
賞与引当金	10,097	8,537	10,097	-	8,537
受注損失引当金	341	115	341	-	115

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	180
預金	
普通預金	103,539
合計	103,720

② 売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
夏目光学株式会社	10,585
SBエンジニアリング株式会社	10,087
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	8,866
株式会社日立システムズ	5,469
NTTドコモビジネス株式会社	5,086
その他	21,769
合計	61,864

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
111,777	458,297	508,210	61,864	89.2	69.1

③ 商品

該当事項はありません。

④ 保険積立金

相手先	金額(千円)
大樹生命保険株式会社	38,198
日本生命保険相互会社	32,194
合計	70,392

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社テクノエージェント	907
アイレット株式会社	704
株式会社ネットワールド	360
株式会社インターネットイニシアティブ	52
合計	2,025

⑥ 未払費用

相手先	金額(千円)
役員報酬・従業員給与	14,473
社会保険料等	18,775
合計	33,248

⑦ 前受金

相手先	金額(千円)
富士ソフト株式会社	14,537
NTT西日本株式会社	13,150
株式会社インターネットイニシアティブ	10,935
株式会社ハイエレコン	7,724
日鉄ソリューションズ株式会社	6,161
その他	79,035
合計	131,545

⑧ 長期借入金

相手先	金額(千円)
瀬戸信用金庫	114,676

株式会社名古屋銀行	82,547
合計	197,223

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日（中間配当）、毎年12月31日（期末配当）
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.designet.co.jp/company/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社デージーネット
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

市原 耕平

公認会計士

瀬戸 元彦

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デージーネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デージーネットの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュフローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上